

不正防止の虎の巻

セキュリティ指南書

第4回

株式会社A・P総研

中野耕平

Kohhei Nakano

を見せんかい！」

まあこうなつたら貴方の負け。だから証拠を掴んでから折衝をしなければならぬ。ではここで前回の解説を振り返ってみよう。

「アイツはゴト師だ」と決定するのは誰か？ 店長と言う意見が多かった。そして店長がいないときは店長に次ぐ上職者と言うのも分かった。しかし、多くのホールで、その時の上職者が誰なのかの確認業務を怠っている。つまり、ゴト師らしき輩が来た時、誰が決定するのがはつきりしていないのだ。その時になつて、「誰が判断するんだ？」

「お前だろ」「え オレ!?」と言う事になりかねない。こんな事では、「ビデオで確認する」こともしていかななくて、まして入店時がいづかなんて分かっていないはずも無い。

最近のゴト師は、ピアノ線、電波等の道具は仕込み役に持たせ、打ち子が打っているというケースが圧倒的だ。それでもビデオで確認し、この輩がポケットに隠し込んだ事を確認出来たら、戦う準備は整ったという事になる。

「お客様 拒否をされるのでしたら警察立ち会ひの元で調べさせて頂く事となりますが、よろしいですか？」

「お客様 拒否をされるのでしたら警察立ち会ひの元で調べさせて頂く事となりますが、よろしいですか？」

「お客様 拒否をされるのでしたら警察立ち会ひの元で調べさせて頂く事となりますが、よろしいですか？」

「お客様 拒否をされるのでしたら警察立ち会ひの元で調べさせて頂く事となりますが、よろしいですか？」

「お客様 拒否をされるのでしたら警察立ち会ひの元で調べさせて頂く事となりますが、よろしいですか？」

「お客様 拒否をされるのでしたら警察立ち会ひの元で調べさせて頂く事となりますが、よろしいですか？」

ゴト師と判断し警察を呼ぶならば、証拠を揃えておく必要がある。ビデオ、データ、入店時間、仲間の把握、車が分かればナンバーを記録、等々である。

前回はゴト師と判断する為にはどうするか、そして、その為には「誰が決定するのか」が重要とも解説した。今回はゴト師との対応法について「斬 耕平が斬る！」

証拠が何故必要か…

「ビデオ」は、出来るだけゴト行為が分かりやすいようにアップにする。遠目のカメラであってもゴト行為を確定出来る証拠が映っているかもしれない、事細かく確認しよう。

「データ」では、その輩が着席したときから撮らないと、打ち込みやマイナス誤差といつても、その輩が直接関係しているかが不明では、裁判証拠としては役に立たない。同じ理由で入店時間も大切だ。「ゴト師かもしれない」と

「お前が言う、ピアノ線ってどこにあるんや！」

いざ折衝へ

「じゃあボディチェックさせてもらっても良いですか？」

「なんだ、その代わり何も出

思ったら、その輩が入店したときからどういった行動をとったのか、全て追いかけておかない。

「一人だと思ったら他にいた、と言っているは大変危険だ。」

「こんな奴おれが捕まえてやる！」

て来いへんときは、それ相当の説びを入れてもらうんで！」

まあ、こう平然と言いつ切るからと言つてこのゴト師、何も持っていないとは限らない。ゴト師達は開き直る事で相手

と、逃走されても捕まえる事が出来るかもしれないし、同じグループ店や近隣のホールにも連絡を取る事で、この界限から追い出す事が出来るかもしれない。

つまり証拠とは、「自分たちが逆に不利な立場にならない為に、自分たちを守る為のもの」と思つてほしい。証拠も無しに、「あんたゴト師だろ、両替はさせないぞ！」なんて息巻いていると、相手は「しめた！」と思つてしまつていない。

「強引に体を触られた」嫌と言っているのに無理矢理手を掴まれた」等、平気で嘘をついていく。

「強引に体を触られた」嫌と言っているのに無理矢理手を掴まれた」等、平気で嘘をついていく。

「強引に体を触られた」嫌と言っているのに無理矢理手を掴まれた」等、平気で嘘をついていく。

「強引に体を触られた」嫌と言っているのに無理矢理手を掴まれた」等、平気で嘘をついていく。

「強引に体を触られた」嫌と言っているのに無理矢理手を掴まれた」等、平気で嘘をついていく。

「強引に体を触られた」嫌と言っているのに無理矢理手を掴まれた」等、平気で嘘をついていく。

「強引に体を触られた」嫌と言っているのに無理矢理手を掴まれた」等、平気で嘘をついていく。



Illustration : t.tsukamoto



なかの こうへい 1957年高知県出身。大手OA機器販売メーカー・大手建設会社などでの勤務経験の後、パチンコ業界に入る。その後、三十年以上にわたり、パチンコ業界の全てを研究しつつ、各遊技業協同組合でも不正防止講演会に講師として参加するなど、不正防止の知識を広く伝えるべく活動を行っている。



記事に関するお問い合わせはA・P総研まで Tel.03-3202-0971